

令和2年4月1日

各酒類業組合（中央会、連合会及び組合） 殿

国税庁 酒税課

総会等の開催について

平素より、酒税行政及び酒類行政にご理解・ご協力いただき、感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下「酒類業組合法」といいます。）に基づく理事会及び総会について、当初予定していた時期に総会等を開催することができない状況が想定されます。

今般の新型コロナウイルス感染症に関連し、定期株主総会の開催時期に関する見解が法務省より公表されていることから、これを踏まえ、酒類業組合の総会等の開催時期についても、以下のとおり対応してください。

総会・理事会の開催時期について、定款で定める期限内に開催することができない状況が生じた場合には、その状況が解消された後合理的な期限内に理事会及び総会を開催すれば足りることとなります。

【参考】法務省HP「定時株主総会の開催について」

URL：http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html

（抜粋（趣旨））

定時株主総会の開催に関する定款の定めがある場合でも、通常、天災その他の事由によりその時期に通常総会を開催することができない状況が生じたときまで、その時期に通常総会を開催することを要求する趣旨ではないと考えられます。

なお、新型コロナウイルスに関連し、例えば、役員改選期などの理由から、上記対応により、今後の組合活動に支障を生ずるおそれがある等、相当の理由があると認められる場合は、理事会の開催について、以下のとおり対応することとして差し支えありません。

- ・ 理事会の決議事項として提案した事項について、当該提案につき理事の全員（当該事項について議決に加わることができる者に限りません。）が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案事項を可決したものとみなし、決議を省略することができます。
- ・ 理事が書面又は電磁的方法により、理事会の議決に加わることとして差し支えありません。
（書面等による理事会の出席を可能として取り扱います。）